

平成31年4月1日

社会福祉法人松風会 花しょうぶの郷

虐待防止マニュアル

当法人は、利用者の人権の擁護、虐待防止のために、下記の要項に基づき、その対策を講じるものとする。

記

1. 虐待防止責任者について

虐待防止責任者は、施設管理者とする。

2. 未然防止のための対策について

- (1) 職員の意識改革のために、定期的に利用者支援の理念と職員の職業倫理についての研修を実施する。
- (2) 未然防止システムとして、苦情対応規程(平成30年9月17日制定)に基づき、利用者及び家族からの苦情等における解決を適切に行い、苦情解決の処理を機能的に行う。

3. 早期の発見・対応のための対策について

- (1) 虐待事案の早期発見のために、それぞれの利用者及びその家族に、虐待防止の責任者及び施設の職員が聞き取りを定期的を実施する。
- (2) 虐待の立入調査においては、虐待防止の責任者が行う。
- (3) 被虐待者については、その虐待が行われないように、関係行政機関と連携して保護を適切に行う。

4. 再発防止の対策について

- (1) 虐待を行った職員への指導及び行政への報告を行う。
- (2) 職員研修及び支援技術の向上の強化を適切に行う。
- (3) 苦情解決支援の強化及び第三者評価の導入を検討する。

以上